

令和2年度事業計画書

1. スポーツ安全保険等の普及及び保険会社との団体保険契約の締結事業

(1) 補償事業推進

① スポーツ安全保険の加入受付処理

本部においては幹事会社東京海上日動火災保険(株)と、保険契約に基づく処理を行うとともに各都道府県支部において保険の加入受付処理を行う。

また、全国の団体を対象とした、インターネットによる加入受付処理を本部において行う。

② スポーツ・文化法人責任保険の加入受付処理

本部においてインターネットによる保険の加入受付処理を行い、幹事会社東京海上日動火災保険(株)と保険契約に基づく処理を行う。

③ 保険の契約締結

令和2年度スポーツ安全保険等に関する契約を、引き受け損害保険会社(8社)と締結する。(令和2年4月1日締結)

(2) 普及促進

① スポーツ安全保険等の普及と加入拡大のための広報

本会保険の趣旨の普及と加入拡大を図るため、スポーツ安全保険のしおり、あらまし、解説、ポスター及び放課後子ども教室・放課後児童クラブ用、文化活動・ボランティア活動・地域活動用、総合型地域スポーツクラブ用の各ちらしの他、インターネット加入用として、スポ安ねっとの案内、スポ安ねっと利用方法の案内、短期スポーツ教室加入区分の案内、翌月一括手続方式の案内等のちらしを作成し、関係機関、団体等に配布する。

また、Yahoo、Google にインターネット広告掲載を行うほか、紹介映像をホームページに掲載するとともに、様々な広報の機会を活用してスポーツ安全保険の知名度向上を図る。

さらに、スポーツ・文化法人責任保険についてはあらましを作成して総合型スポーツクラブ等に配布するとともに、ホームページに掲載する。

② スポーツ安全保険の趣旨徹底

ア. 地方説明会の開催

各都道府県支部において、市区町村関係者、団体等の指導者に対し、本会保険の趣旨、内容、加入促進のための説明会を開催する。

イ. 普及促進、運営の円滑化のための諸会議の開催

本会保険の普及促進と運営の円滑化を図るため、全国支部長会議、全国支部(事務主任者)会議及びブロック支部会議を開催する。

ウ. 支部事務担当者資質向上のための研修会の実施

新任者研修会及び事務担当者研修会を実施する。

③ ダイレクトメールによる加入促進

令和2年度加入団体に対し、ダイレクトメールにより令和3年度加入案内(加入依頼書による加入案内又はインターネットによる加入案内)を送付し、継続加入の促進を図る。

④ 体育・スポーツ指導者への普及促進

各都道府県及び市区町村の広報紙・タウン誌、体育・スポーツ団体の機関誌、各種新聞雑誌等に本保険に関する記事又は広告を掲載して普及を図る。

⑤ 公益財団法人日本スポーツ協会との連携による普及促進

公益財団法人日本スポーツ協会加盟の各団体(中央競技団体、都道府県体育・スポーツ協会)の協力を得て、傘下関係団体の加入促進を図る。

⑥ 各種団体との連携による普及促進

体育館、公民館、青少年教育施設、国公立大学等の協力を得て、加入促進を図る。

⑦ 創立50周年を記念した資料集の作成

本協会の50年間の歩みを記録した記念資料集を作成する。

その他、下記2及び3の事業を実施する際、併せて「スポーツ安全保険等の普及促進活動」を行う。

2. スポーツ等活動の安全指導及び事故防止に係る事業

(1) 「第3回ジュニアスポーツフォーラム」の開催事業

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団及び日本スポーツ法学会と共催で、「少年スポーツに関する諸問題」を中心テーマとして、フォーラムを開催する。

(2) 総合型地域スポーツクラブ連携支援事業

平成27年度から5カ年計画で実施されてきた総合型地域スポーツクラブ連携支援事業(ヒューマンエラー防止研修会)が終了し、実施主体である公益財団法人日本スポーツ協会において新たな取り組みについて検討中のため、今年度の助成は休止し、今後の事業については、両団体で協議していく。

(3) 安全指導・事故防止に係る統計データ等の作成配布事業

令和元年度におけるスポーツ安全保険の加入状況及び事故概況をまとめた、「スポーツ安全保険の加入者及び各種事故の統計データ」を作成・配布する。

また、スポーツ傷害統計データ集の令和3年度の発行を目指し、分析方法、掲載内容等の検討に着手する。

(4) スポーツ指導者研修会、講習会等の開催

各都道府県支部において、地域スポーツ指導者、少年スポーツ指導者等を対象とした講習会等を開催する。

3. スポーツ活動等に対する普及振興事業

(1) 「生涯スポーツ・体力づくり全国会議2021」の開催事業

生涯スポーツの振興を図るため、「生涯スポーツ・体力づくり全国会議2021」を、スポーツ庁、公益財団法人日本スポーツ協会等と共催で開催する。

(2) スポーツ普及奨励助成事業

法人格を有する団体が、全国及びブロック単位で開催する①多種目にわたって行われる大規模な青少年スポーツ振興事業、②各種スポーツ・レクリエーション大会、生涯スポーツの振興に関する研修会・研究協議会・研究大会等を対象とする「スポーツ普及奨励助成事業」を公募し、その事業費の一部を助成する。

(3) 特定費用準備資金「スポーツ振興助成資金」の造成

本協会は、令和2年に創立50周年を迎えることを記念して、「スポーツ普及奨励助成事業」の規模を拡大するため、平成24年度から特定費用準備資金「スポーツ振興助成資金」(積立限度額2億円)を造成することとしているが、令和2年度も資金の造成を行う。